

神戸市会政務活動費検査員
2024 年度分検査報告書

2025 年 8 月 12 日

1. 検査の意義・概要

【検査の意義】

「神戸市会政務活動費の交付等に関する条例」第1条の2に規定されており、会派は、政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たす責務を有している。

そして、政務活動費の支出は、「神戸市会政務活動費の交付等に関する条例」「神戸市会政務活動費経理要綱」「政務活動費の手引き」など市会にて制定・決定した基準に合致すると会派が判断した場合に限り、その決定がなされるものとされている。すなわち、支出決定者（会派の代表者）は、政務活動費の支出の決定について、責任をもって慎重に判断し、政務活動費を適正に執行する義務を有していると言える。

そこで、第三者である検査員による検査の意義は、政務活動費の支出について、適正な支出手続きに従ってなされているか否かを、第三者が領収書等に基づいて検査することにより政務活動費の適正な執行が担保されることにあると考える。

【検査の概要】

(1) 検査実施日

2025年6月19日、20日（中間検査を2024年12月12日に実施）

(2) 検査員

議長の検査を補佐する検査員として議長から委嘱を受けた以下の3名（近畿税理士会所属会員かつ登録政治資金監査人登録者の中から同会が推薦した3名を委嘱。五十音順）

神村 昌克

土師 弘之（統括検査員）

森清 聡啓

(3) 検査方法

- ① 検査は、10万円以上の支出については全件について実施し、10万円未満の支出については無作為抽出により実施する。
- ② 検査は、違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるものの検知を中心として実施する。

2. 検査の結果

2024年度の政務活動費は、これまでの改善の取り組みなどもあり、指摘事項（違法、不当な支出など政務活動費の返還が必要となるもの）は見受けられなかった。

3. 総括

政務活動費は、住民が納めた税金が原資であることから、単に、制度や手続きに違反しないだけでなく、使用する際には、常に市民目線に立ち、高いモラルとともにその趣旨目的に沿った効果的な使い方が求められている。

なお、今回の検査では、同一の内容について複数回注意喚起が行われているものの、その改善が進んでいないものが見受けられた。また、社会の急速なデジタル化に伴い、政務活動におけるデジタルツールの導入が進んでいるところ、現在の政務活動費関連規定が想定していない使い方もあり、今後も増えていくことが予想される。

このため、今後とも市民からの期待に応え続けていけるよう必要に応じて手引き等の更新を行い、社会情勢の変化や市民感覚とも合致する、より適正な政務活動費の執行に努めていただきたい。